



監修：弁護士 [上田 淳史](#)
文責：弁護士 [土屋 晃輔](#)

【判決要旨】

請求異議の訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該訴えを本案とする強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該裁判に係る申立てをした者に、主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失があるときは、上記の者は、債権者に対して損害賠償義務を負うとされた事例。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、請求異議の訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該訴えを本案とする強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、Xが、執行停止の申立てをしたことが不法行為に当たるなどと主張して、Yらに対し、強制執行の遅延により生じた損害等の賠償を求めて訴えを提起した事案である。

2 事実関係の概要

X（上告人）がY1（被上告人）に対しその占有する不動産（以下「本件不動産」という。）の明渡しを求めて提起した訴訟（以下「本件明渡訴訟」という。）において、令和3年2月、Y1に対し本件不動産の明渡しを命ずる判決が確定した（以下「本件確定判決」という。）。

これに対し、Y1は、弁護士であるY2（被上告人）を代理人として、京都地方裁判所に対し、令和3年3月、本件確定判決による強制執行の不許を求める請求異議の訴えを提起し、同年4月、これを本案とする民事執行法（以下「法」という。）36条1項の強制執行の停止の申立て（以下「本件執行停止の申立て」という。）をしたところ、京都地方裁判所は、同月、本件執行停止の申立てに基づき、Y1に担保を立てさせた上、本件確定判決による強制執行の停止を

命ずる決定をした。

上記請求異議の訴えにおいて、Y1 は、本件不動産について留置権を有すること及び本件確定判決を債務名義とする強制執行が権利の濫用に当たることを異議の事由として主張した。

もともと、京都地方裁判所は、令和3年10月、上記主張に係る事由は、いずれも本件明渡訴訟における事実審の口頭弁論終結前の事情であり、異議の事由に当たらないとして、Y1 の請求を棄却する判決をした。

その後、X は、本件執行停止の申立てをしたことが不法行為に当たるなどと主張して、Y らに対し、強制執行の遅延により生じた損害等の賠償を求めた。

【論点】

請求異議の訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該訴えを本案とする強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該裁判に係る申立てをした者が、上記強制執行の停止によって債権者が被った損害を賠償する義務を負うのはどのような場合か。

【訴訟の経過】

1 第一審（大阪地判令和5年2月15日民集79巻6号2659頁。なお、下線部は筆者による。）

第一審は、以下のとおり判断し、X の請求を棄却した。

「法的紛争の当事者が当該紛争の終局的解決を裁判所に求め得ることは、法治国家の根幹にかかわる重要な事柄であるから、訴えの提起が不法行為を構成するか否かを判断するに当たっては、いやしくも裁判制度の利用を不当に制限する結果とならないよう慎重な配慮が必要とされる。このような観点からすると、法的紛争の当事者が紛争の解決を求めて訴えを提起することは、原則として正当な行為であり、訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁参照）。

そして、請求異議訴訟は、債務名義に表示された請求権に関する実体法上の異議事由が存在する場合に、形成権たる執行法上の異議権を生じ、この異議権に基づいて当該債務名義の執行力の排除を求める形成の訴えであり、民事訴訟の一類型であって、そのような実体法上の異議事由の有無について法で定められた手続を利用して争う権利が十分に保証される必要がある点では、他の通常の民事訴訟と何ら変わらないというべきである。」

「そして、本件強制執行停止申立ては、本件請求異議訴訟の提起に伴って、付随的に申し立てられたものであるというべきであるから、同様に裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものとまでいうことはできないというべきである。」

「原告は、請求異議訴訟の提起と強制執行停止の申立てがされた場合、相手方が受ける損害という観点からは、強制執行停止の申立てこそが不法行為の本質であり、仮処分命令の申立てと強制執行停止の申立ての審理が類似していることから、仮処分命令の申立てが民法709条の不法行為に該当する場合と同様に、その主張が退けられたときには特段の事情のない限り、

過失を認めるべきである旨を主張する。しかし、強制執行停止の申立ては、請求異議訴訟の提起に伴って付随的に申し立てられるものであることは前記説示したとおりであり、この点に関する原告の主張は採用することができない。」

2 控訴審（大阪高判令和5年7月27日民集79巻6号2671頁。なお、下線部は筆者による。）

Xが控訴。控訴審は、以下のとおり判断し、Xの控訴を棄却した。

「民事執行法36条1項は、請求異議等の訴えが提起されても、執行力の排除が求められている債務名義に基づく民事執行の開始、続行は当然には妨げられないため、請求異議の訴えの係属中に執行が進行、完了し、訴えを提起した目的が失われることのないように、強制執行の停止等の仮の裁判を認めるものである。同項に基づく強制執行停止の裁判を求める申立てがされたときは、受訴裁判所は、①異議のために主張した事情に法律上理由があるとみえること、②事実上の点について疎明があることを要件として、請求異議の訴え等の本案の手續に付随する裁判として、同項に基づく裁判をすることになる。同裁判に対し、独立して不服申立てをすることは認められていない（同条5項）。その理由は、同裁判が本案である請求異議等の訴えに付随してされる暫定的な裁判であり、本案判決において、改めてその当否につき判断がされることが予定されているからである（同法37条1項）。このような同法36条1項の強制執行停止の裁判の趣旨及び目的並びに内容を踏まえると、制度上、請求異議等の訴えが提起されたときは、通常、同項の強制執行停止の裁判も付随して申し立てられることが想定されているというべきであって、かかる強制執行停止の裁判の付随的性質に照らすと、同項に基づく強制執行の停止の裁判を求める申立てをしたことが相手方に対する違法な行為となるのは、当該申立てが、同項の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる場合に限りと解するのが相当である。

原告は、同項に基づく強制執行停止の申立ても、仮の処分を求める申立てであるから、同申立てを行ったことについての不法行為の成否を判断するにおいては、最高裁判所昭和43年12月24日第三小法廷判決・民集22巻13号3428頁の判旨が妥当すると主張する。

しかし、民事保全法に基づく仮処分には様々な種類及び態様のものがあり、仮処分と本案との間には、請求異議訴訟と強制執行の停止の裁判との関係のような制度上の付随性が一般的に認められるわけではない。したがって、請求異議訴訟の本案において請求が棄却され、強制執行停止の決定を取り消す旨の判決が言い渡されたからといって、その一事によって、請求異議訴訟に係る訴えの提起自体が不法行為を構成しないにもかかわらず、これに付随する強制執行停止の申立てを行った申立人に、故意・過失のあることが推定されるものと解することは相当ではない。原告の前記主張は採用することができない。」

3 上告審（最判令和7年9月9日民集79巻6号2652頁（以下「本判決」という。なお、下線部は筆者による。）

Xが上告受理の申立て。上告審は、以下のとおり判断し、原判決中、Yらに対する強制執行の停止の申立てに係る損害賠償請求に関する部分を破棄し、注意義務違反があったか否かなどについて更に審理を尽くさせるため、同部分につき原審に差し戻した。

「法36条1項は、請求異議の訴えの提起があった場合において、受訴裁判所は、申立てにより、強制執行の停止を命ずることができる旨規定している。これは、請求異議の訴えの提起があっても、債務名義による強制執行の開始及び続行は妨げられず、判決までに執行が完了す

るおそれがあることから、債務者が請求異議の訴えについて請求を認容する確定判決を得る場合に備えた暫定的措置を設け、債務者の申立てにより、受訴裁判所が仮の処分として強制執行の停止を命ずることができることとしたものである。一方、法 22 条は、一定の給付請求権の存在と内容を公証する法定の文書である債務名義により強制執行を行うものとしており、強制執行によって債務名義で公証された給付請求権を実現する債権者の利益は法的に保護されるべきものであるところ、強制執行の停止の申立てがされることによって強制執行が遅延し又は不能となって上記利益を侵害するおそれがある。また、強制執行の停止の申立ては、請求異議の訴えに付随してされるものではあるものの、請求異議の訴えとは別個の申立てを要するものであって、当該申立てをするか否かは債務者の選択に委ねられているにすぎない。そうすると、債権者が事実上又は法律上の根拠を欠くにもかかわらずされた強制執行の停止の申立てにより上記利益を侵害されることを受忍しなければならない理由はないのであって、強制執行の停止の申立てをする者は、上記利益が不当に侵害されることがないように、異議の事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査、検討する注意義務を負うものというべきである。

以上によれば、請求異議の訴えを本案とする法 36 条 1 項の強制執行の停止の申立てがされ、強制執行の停止を命ずる裁判がされた後、当該訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該強制執行の停止を命ずる裁判が取り消された場合において、当該申立てをした者に主張した異議の事由が事実上又は法律上の根拠を欠くことについて故意又は過失があるときは、当該申立てをした者は、債権者が強制執行の停止によって被った損害を賠償する義務を負うというべきである。

上記申立てが同項の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限り、上記申立てをした者が上記の損害賠償義務を負うものではないことは明らかである。

そして、上記の場合においては、異議の事由を裏付ける根拠に関する上記注意義務が尽くされなかった可能性が相応にあり、また、法 36 条 1 項の強制執行の停止を命ずる裁判は、簡略な手続によるものとされていることに照らすと、強制執行の停止により債権者に生じた不利益の回復に配慮することが公平に適うものというべきである。したがって、上記の場合、上記申立てをした者には上記注意義務を尽くさなかった過失があると推定するのが相当であるが、債務名義の種類や異議の事由の内容等に照らして上記申立てをするについて相当な事由があったと認められるときには、その申立てに基づく強制執行の停止を命ずる裁判が取り消されたとの一事をもって当然に過失があったということとはできない。」

【解説】

1 はじめに

執行手続の迅速性・効率性を確保するため、請求異議の訴え（法 35 条）の提起があっても執行手続の開始又は続行は妨げられないものとされている。しかし、それでは債務者が請求異議の訴えを提起し、これに勝訴したとしても、それまでに執行が完了してしまう可能性があり、このような救済手段を設けた意義が没却されかねない。そのため、債務者が勝訴の確定判決を得た場合に備えた暫定的措置を講じておくことが必要とされ、法 36 条はそのような観点から執行停止制度を用意している。¹

¹ 山本和彦ほか『新基本法コンメンタール民事執行法〔第 2 版〕〕[2023] 113 頁。

この点、執行停止の申立てには、①本案訴訟（請求異議の訴え）に対する付随的な性格を有すること、②仮の処分として暫定的な性格を有すること、③執行停止によって強制執行が遅延し又は不能となる債権者の不利益が生じ得ることといった特徴があり、本判決で問題となった、請求異議の訴えに伴う執行停止の申立てによる不法行為の成否の判断基準を考えるにあたっては、これらの性格をどのように評価し、また、当事者間の利害調整をどのように図るべきかという視点が重要になる。

以下、関連する判例との関係を整理しつつ、本判決について概説する。

2 関連する従来の最高裁判例と本判決との関係

本判決と第一審・控訴審判決とは上記【論点】に関して対照的な判断をしているが、これはそれぞれ異なる最高裁判例の示した判断枠組みに依拠したことに起因するものと考えられる。

(1) 昭和 63 年判決

訴えの提起が不法行為を構成する場合については、最判昭和 63 年 1 月 26 日民集 42 巻 1 号 1 頁（以下「昭和 63 年判決」という。）の確立した判例法理がある²。

すなわち、昭和 63 年判決は、「民事訴訟を提起した者が敗訴の確定判決を受けた場合において、右訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係...が事実的、法律的根拠を欠くものであるうえ、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である。」（下線部は筆者による。）と判示し、本案訴訟の提起による不法行為の成否に関する判断基準を示した。

第一審及び控訴審はいずれも、執行停止の申立てが本案訴訟（請求異議の訴え）に付随するものであるという点を重視して、本案訴訟の提起に関する昭和 63 年判決の判断枠組みに依拠した。

(2) 昭和 43 年判決

これに対し、本判決は、昭和 63 年判決の判断枠組みではなく、仮処分命令が取り消された場合における不法行為の成否に関する最判昭和 43 年 12 月 24 日民集 22 巻 13 号 3428 頁（以下「昭和 43 年判決」という。）の判断枠組みに影響を受けたものと思われる。

すなわち、昭和 43 年判決は、「仮処分命令が、その被保全権利が存在しないために当初から不当であるとして取り消された場合において、右命令を得てこれを執行した仮処分申請人が右の点について故意または過失のあつたときは、右申請人は民法七〇九条により、被申請人がその執行によつて受けた損害を賠償すべき義務があるものというべく、一般に、仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において原告敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合には、他に特段の事情のないかぎり、右申請人において過失があつたものと推認するのが相当である。しかしながら、右申請人において、その挙に出るについて相当な事由があつた場合には、右取消の一事によつて同人に当然過失があつたということとはできず...」（下線部は筆者による。）と判示したところ、本判決は、昭和 63 年判決の「裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く」という判断枠組みに依拠しないことを述べた上で、執行停止を申し立てた者に異議の事由が事実上又は法律上の根

² 内田義厚「判批」判例秘書ジャーナル HJ100241 4 頁。

拠を欠くことについて故意又は過失がある場合³に損害賠償責任を負うものとしつつ、執行停止の裁判が取り消された場合には相当な事由がない限り過失が推定されるものとした。

この点、控訴審において、Xは、執行停止の申立ても、仮の処分を求める申立てであるから、当該申立てを行ったことについての不法行為の成否を判断するにおいては、昭和43年判決が妥当する旨主張していたが、控訴審では、当該申立ての本案訴訟に対する付随的性格が重視され、Xの上記主張は排斥されていた（なお、第一審でも同様に、Xは、仮処分命令の申立てによる不法行為の成否と同様の判断枠組みによるべき旨主張していたが、同様の理由で排斥されていた。）。

他方、上告審である本判決では、「強制執行の停止の申立ては、請求異議の訴えに付随してされるものではあるものの、請求異議の訴えとは別個の申立てを要するもの」であるとして、本案訴訟に対する付随的性格を後退させた。

その上で、口頭弁論終結前に生じた事由を主張して確定判決の内容を争うことは許されず（法35条2項）、債務名義を取得した債権者は本来的に自らの給付請求権の実現を図ることができるにもかかわらず、執行停止によって強制執行が遅延し又は不能となる不利益を被る可能性があることを考慮すれば、昭和63年判決のように不法行為が成立する場合を限定的に解することは妥当とはいえないため、仮処分命令の申立てに関する昭和43年判決の判断枠組みに依拠して、執行停止の誤りについて故意・過失があるかという判断枠組みを採用したものであると思われる。⁴

3 「過失の推定」の意義

なお、本判決は、「（請求異議の訴えを本案とする執行停止の申立てがされ、執行停止の裁判がされた後、当該訴えについて請求を棄却する判決が確定し、当該執行停止の裁判が取り消された）場合、上記申立てをした者には上記注意義務を尽くさなかった過失があると推定するのが相当である」として過失の推定を認めるものであるが、依拠していると思われる昭和43年判決が、経験則の適用に基づく事実上の推定をいうものであるのか、それとも主張立証責任を転換する法律上の推定をいうものであるのかについては争いがあり⁵、本判決においても、いずれの立場を採用するものであるかは明らかではない。

この点については、①昭和43年判決について、保全処分が異議によって取り消された場合等に高度の蓋然性をもって債権者に何らかの注意義務違反があったと直ちにいうことは困難とする見解があること、②事実上の推定を基礎付ける経験則としてどのようなものが想定できるか疑問があることから、主張立証責任を転換する法律上の推定であると解する見解がある。

³ 当該場合と「異議のため主張した事情が法律上理由があるとみえ、かつ、事実上の点について疎明があつたとき」という執行停止の要件（法36条1項）の関係は、本判決からは必ずしも明らかではないが、法36条1項の解釈が本判決の上記判示にも妥当することを前提に、「法律上の根拠を欠く」とは、請求異議の訴えにおいて勝訴する見込みの蓋然性がおよそ認められない場合をいい、また、「事実上の根拠を欠く」とは、異議の事由として主張した事実の存在について疎明が全くなされていない、あるいは疎明のための資料は提出されているものの、およそ異議の事由として主張している事実の存在の認定に役立つものとはいえない場合をいうものと解する見解として、内田・前掲注2）6頁。

⁴ 本判決の判示内容が昭和43年判決と親和的であるとする見解として、工藤敏隆「判批」法学教室545号111頁。本判決が昭和43年判決の判断枠組みに依拠しつつ、故意・過失の対象については昭和63年判決に依拠したとする見解として、内田・前掲注2）5頁（いわば「ハイブリッド」型の基準を定立したという点に意義がある、とする。）。

⁵ 内田・前掲注2）7頁。

4 本判決の意義

本判決は、従前の判例からは明らかではなかった、請求異議の訴えが棄却された場合において執行停止の申立てが不法行為となる判断基準について、最高裁としての判断を示した点に意義がある。

また、請求異議の訴えにおける異議の事由は、事実審の口頭弁論終結後に生じたものに限られるところ（法 35 条 2 項）、控訴審の確定した事実関係によれば、Y1 が主張する事由はいずれも事実審の口頭弁論終結前の事情であり異議の事由に当たらないとして、請求異議の訴えが棄却されているが、本判決に従えば、このような明らかに異議の事由を欠く執行停止の申立てについては、申立人が損害賠償責任を問われる可能性が高いことになる。本判決は、執行停止の申立人としてはこのような事態を回避するため、適切な調査及び検討をする注意義務を果たすべきであるという申立人の行為規範を示す点でも注目し得る。その意味で、本判決により、濫用的な請求異議の訴えの提起や執行停止の申立てが抑止されることが期待されるという指摘もある。⁷

他方、請求異議の訴えと同様に執行停止の申立てが認められる執行文付与の訴え（法 36 条 1 項）や第三者異議の訴え（38 条 4 項）等についても本判決の射程が及ぶのか、債務名義の種類が異なる場合についても本判決の射程が及ぶのか⁸等は残された問題である。

⁶ 内田・前掲注 2) 7 頁。

⁷ 内田・前掲注 2) 10 頁。

⁸ 慎重に検討すべきとする見解として、小原将照「判批」法学セミナー増刊 速報判例解説 vol.38 165 頁。本判決の趣旨が及ぶとしてよいとする見解として、内田・前掲注 2) 9 頁。なお、本判決の評釈として、上掲のほか、加藤雅之「判批」法学教室 544 号 137 頁、西内康人・有斐閣 Online ロージャーナル (YJOLJ-L2509001) 等がある。

【監修】



上田 淳史（弁護士）
Email: aueda@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、1998年弁護士登録。
訴訟・紛争案件を多数取り扱う。2023年より司法試験・司法試験
予備試験審査委員（民法）を務める。

【文責】



土屋 晃輔（弁護士）
E-mail: kosuke.tsuchiya@iwatagodo.com

早稲田大学法学部卒業、一橋大学法科大学院修了。2025年弁護士
登録。コーポレート・M&A、クロスボーダー案件、データ・プラ
イバシーをはじめとする企業法務全般を取り扱っている。

岩田合同法律事務所

1902年(明治35年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約120名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング 15階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。